

(その1)

收支報告書

(令和4年分)

(ふりがな)

(ひぐちひろやすふおーらむ)

1 政治団体の名称

ひぐちひろやすフォーラム

2 主たる事務所の所在地

千葉県千葉市花見川区幕張町5丁目408番地54号アイランド幕張1階

3 代表者の氏名

樋口博康

4 会計責任者の氏名

樋口直美

問合せ先

(担当者)

樋口博康

(電話)

080-3210-2818



資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類

衆議院議員

(候補者等)

資金管理団体
の届出をした
者 の 氏 名

樋口博康

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 政党の支部 | <input type="checkbox"/> 政党 |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
(後援会等) | <input type="checkbox"/> 政治資金団体 |
| <input type="checkbox"/> その他の政治団
体の支部 | <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体 |

活動区域の区分

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内 |

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補者
の 氏 名

樋口博康

公職の種類

衆議院議員

(候補者等)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しを
した場合のみ記入すること。

382620

定	内	郵	資	国	全	領	N
解	後	窓	N	N	N	N	過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
K	5	U			

5/24

収支の状況

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

全団体必要

1 収支の総括表

(1) 収入総額 (①+②)	十億	百万	千	円
① (前年からの繰越額)				11,149
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G)				190,000
(2) 支出総額 (表(その13-1)の合計額)				199,804
(3) 翌年への繰越額 ((1)-(2))				1,345

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合にあっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額 A	十億	百万	千	円
員数				0

(2) 寄附

ア寄附（イを除く。）の区分	金額	備考
(ア)個人からの寄附	190,000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]	0	
(イ)法人その他の団体からの寄附	0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ)政治団体からの寄附	0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	190,000	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ政党匿名寄附	0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B (ア+イ)	190,000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものという。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その7-1) 個人

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に特と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1 経 常 経 費				0					
(1) 人 件 費				0					
(2) 光 熱 水 費				0					
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				0					
(4) 事 務 所 費			71,304						
小 計 ((1)~(4))			71,304						
2 政 治 活 動 費				0					
(1) 組 織 活 動 費			128,500						
(2) 選 挙 関 係 費			0						
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※			0						
ア 機関紙誌の発行事業費			0						
イ 宣伝事業費			0						
ウ 政治資金パーティー開催事業費			0						
エ その他の事業費			0						
(4) 調 査 研 究 費			0						
(5) 寄 附 ・ 交 付 金			0						
(6) そ の 他 の 経 費			0						
小 計 ((1)~(6))			128,500		うち本部・支部間の交付金合計				0円
合 計			199,804		→1の小計と2の小計の合計を記載すること。				

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その14）、（その15）の注意書きを参照。）

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書（その14）	政治活動費内訳書（その15）
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	「コピー帳により複写した領収書の写し」が必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出		不要 ※資金管理団体は必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

(その14-1)

資金管理団体・国會議員関係政治団体用

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かつたものについては、領収書等を徴し難かつた支出の明細書

(4)金銭機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず□をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2) [5] 政治資金パーティーに開催事業についての複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別票とするこ

(2) 政府賞金ハーノイ「開催争米来賓」に於ては、歴代の政府賞金ハーノイを開催したる旨、ハーナーこと別集と、

(3) 領収書を徵し難かつたものについては、「領収書等を徵し難かつた支店の明細書」を提出すること。
(4) 全社共同管轄の拠点による支店は、「指定期間内に各拠点の明細書」を提出する。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資産等の状況

全団体必要

1 資産等の総括表

資産等の有無		有	無	備考
ア 土地		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。 又は貯金(普通貯金を除く。))		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 5 月 21 日

政治団体の名称 ひぐちひろやすフォーラム

会計責任者の氏名 樋口直美



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名

(印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和 5 年 5 月 20 日

ひぐちひろやすフォーラム

代表 樋口 博康 殿

登録政治資金監査人 吉田 正寿
登録番号 第 3881 号

研修修了年月日 平成 23 年 7 月 13 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、ひぐちひろやすフォーラムの令和 4 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は微取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

- (4) この政治資金監査は、ひぐちひろやすフォーラムの主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的

書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

ひぐちひろやすフォーラムと私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上